

# 二俣川駅周辺地区 バリアフリー基本構想

## ◆ その他配慮を要する事項

### (1) その他検討を要する経路

「試験場通り南側の経路」は、二俣川駅周辺地区部会において、「歩行者（二俣川駅から「神奈川県ライトセンター」や「神奈川県運転免許試験場」への往来者）が多いものの、現状で歩道が整備されていない等の問題点が多くあります。

しかし、歩道を設置するためには用地買収を伴う大規模な整備が必要であり、現状を踏まえると早期の解決は難しい状況です。

このため、まずは、路側帯のカラー化することにより、歩行者の通行帯への意識や車両の歩行者に対する注意喚起が期待できる「あんしんカラーベルト事業」等の事業実施の検討を進めていきます。

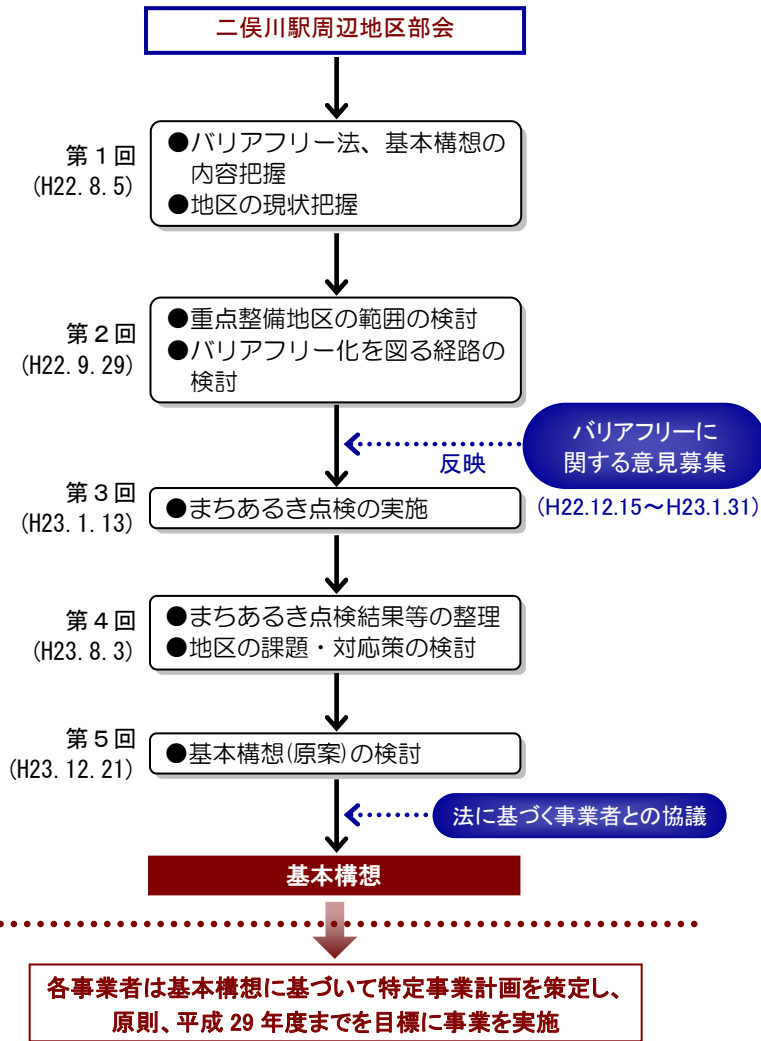
### (2) 建築物のバリアフリー

本基本構想では、建築物特定事業を位置づけていますが、建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者（テナント）の三者が協力してバリアフリー化する必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもあります。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物内のバリアフリー化については、建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できるところから既存施設のバリアフリー化に努めるとともに、建替え等の大規模な改修時などの機会をとらえて、同基準に適合するよう検討の上、整備することが必要となります。

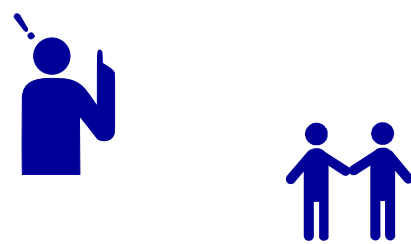
## ■ これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者・行政機関などから構成される二俣川駅周辺地区部会を設置し、検討を進めてきました。



## ■ 基本構想策定後の事業推進にあたって

- 円滑な各種特定事業計画の策定と事業の実施を推進します。
- 事業の進捗管理や事業評価の方法について検討します。
- 事業の進捗状況及び事業内容について、広く市民のみならずさまにお知らせするように努めます。
- 新たな技術開発の動向を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。



お問い合わせ先：  
 横浜市道路局計画調整部 企画課交通計画担当  
 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 電話：045-671-3800・4086 FAX：045-651-6527  
 Eメール：do-barrierfree@city.yokohama.jp  
 旭区役所区政推進課 企画調整係  
 〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12 電話：045-954-6026 FAX：045-951-3401  
 Eメール：as-kusei@city.yokohama.jp

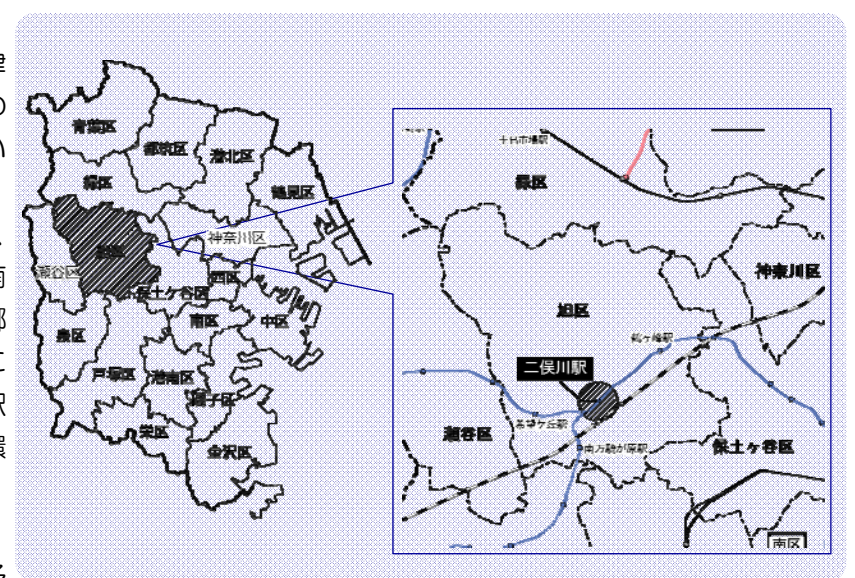
詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、旭区役所区政推進課及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。

ホームページ：<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/bf/hutamatagawa/> 【検索キーワード：二俣川 バリアフリー】

横浜市では、平成 18 年 12 月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の施行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を推進しています。

これまで 11 地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅の各周辺地区）を対象に基本構想を策定し、鉄道等の公共交通機関と駅周辺の歩行空間等のバリアフリー化に向けた環境整備を進めています。

このたび、旭区の生活拠点として行政施設、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している二俣川駅周辺地区を対象に、「バリアフリー基本構想」を策定しました。



二俣川駅周辺地区の位置

## ■ 二俣川駅周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の範囲

二俣川駅からの徒歩圏と考えられる駅から概ね半径 500m から 1,000m の範囲には、「神奈川県ライトセンター」などの福祉施設や「神奈川県運転免許試験場」などの公共施設、「神奈川県立がんセンター」などの医療施設などが集積しており、多くの人々が活動する地域となっています。

これらの主要な施設を含む範囲を重点整備地区に設定し、バリアフリー基本構想を策定しました。

### 参考

#### バリアフリー法とは・・・

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

- 公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進  
公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

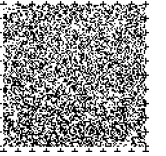
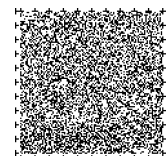
- 重点整備地区のバリアフリー化の推進  
市町村は、バリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、

路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成します。

#### バリアフリー基本構想とは・・・

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容などを定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。



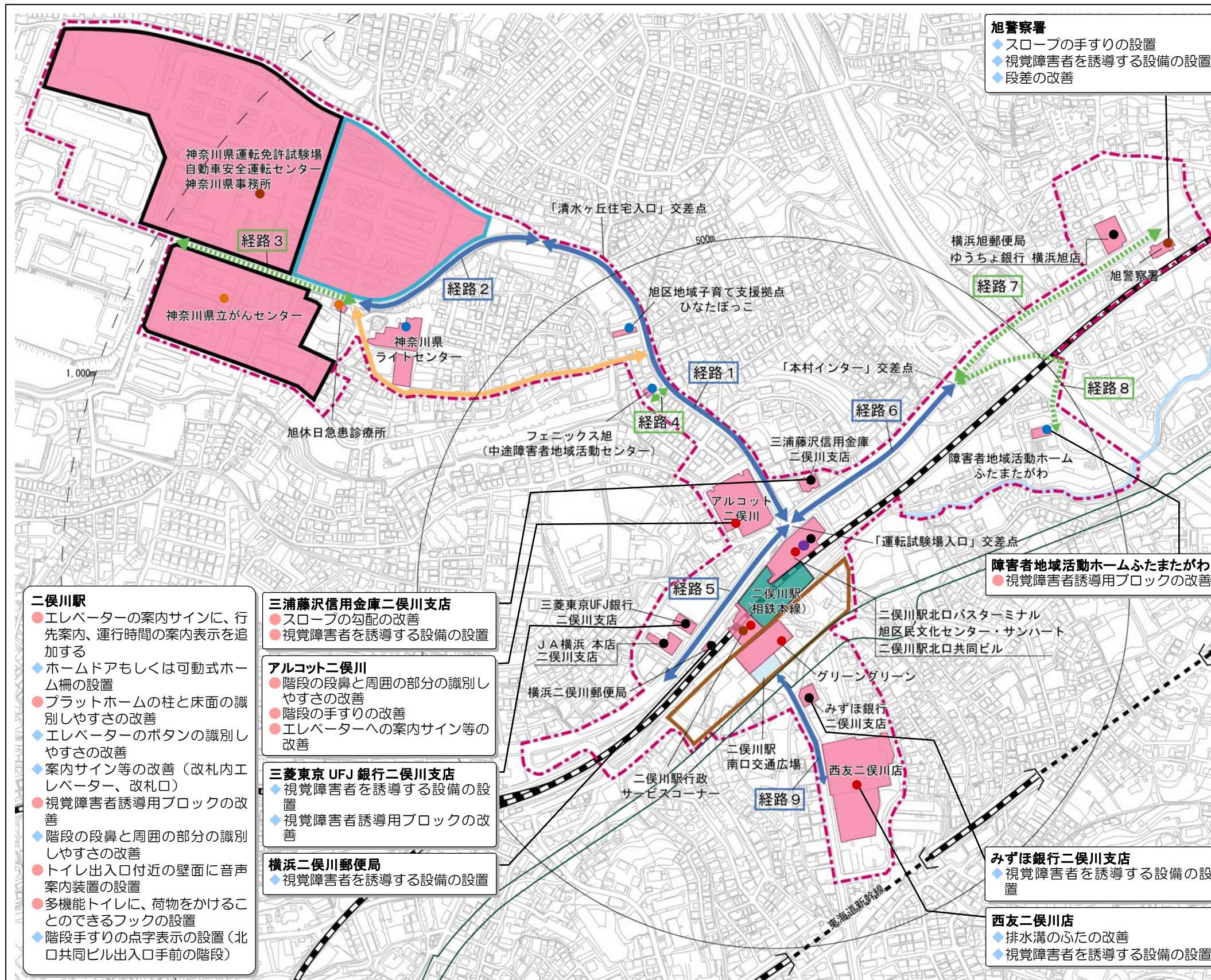
- 経路 1**
- 歩道の横断勾配の改善
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
  - 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
  - 横断歩道に接続する歩道における樹木の移設の検討
  - 歩道における歩行空間の確保の検討
  - 横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保
  - 歩道（車両乗り入れ部）の平坦部の確保
  - 横断歩道に接続する歩道と車道の段差の改善

- 経路 2**
- 歩道（車両乗り入れ部）の平坦部の確保
  - 横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保
  - 歩道上の電柱の移設の検討

- 経路 3**
- 歩道面の平坦性の改善
  - 横断歩道手前の歩道と車道の段差の改善
  - 歩道の排水溝のふたの改善
  - 歩道（車両乗り入れ部）の平坦部の確保
  - 横断歩道手前の歩道における視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
  - 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
  - 歩道上の電柱の移設の検討

- 経路 5**
- 横断歩道と接続する歩道の平坦部の確保
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
  - 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
  - 歩道とマンホール等の段差の改善
  - 横断歩道に接続する歩道の平坦部の確保

- 経路 6**
- 視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設
  - 歩道（車両乗り入れ部）の平坦部の確保



- 旭警察署**
- スロープの手すりの設置
  - 視覚障害者を誘導する設備の設置
  - 段差の改善

- 経路 7**
- 歩道（車両乗り入れ部）の平坦部の確保

- 経路 8**
- 歩道と車道の段差の改善
  - 排水溝のふたの改善
  - 歩道の切り下げの整備
  - 歩行空間の確保の検討

- 経路 9**
- 視覚障害者誘導用ブロックの改善
  - 歩道面の平坦性の改善
  - 歩道の横断勾配の改善

- 生活関連経路（経路全体）**
- 音響式信号等の設置
  - 違法駐車取締りの強化
  - 違法駐車防止に関する広報・啓発活動の推進
  - 標識・標示の視認性の確保
  - 交通規制の実施

- 二俣川ステーションプラザ**
- 多機能トイレの開閉ボタンの点字表示の設置
  - 多機能トイレ内のボタンの改善

- 二俣川駅北口バスターミナル**
- 音声案内装置の設置
  - バリアフリー経路の改善の検討
  - 通路幅の確保
  - 案内サイン等の改善
  - 階段手すりの改善

- 二俣川駅北口共同ビル**
- 案内サイン等の改善
  - エレベーターの案内表示の改善
  - 玄関マットの形状の改善、及び、視覚障害者誘導用ブロックの改善
  - スロープの勾配の改善
  - スロープに滑り止めシートの設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善

- グリーングリーン**
- 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善
  - エレベーターの点字表示の改善
  - エレベーターのボタンの識別しやすさの改善

- 二俣川駅**
- エレベーターの案内サインに、行先案内、運行時間の案内表示を追加する
  - ホームドアもしくは可動式ホーム柵の設置
  - プラットホームの柱と床面の識別しやすさの改善
  - エレベーターのボタンの識別しやすさの改善
  - 案内サイン等の改善（改札内エレベーター、改札口）
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善
  - 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善
  - トイレ出入口付近の壁面に音声案内装置の設置
  - 多機能トイレに、荷物をかけることのできるフックの設置
  - 階段手すりの点字表示の設置（北口共同ビル出入口手前の階段）

- 三浦藤沢信用金庫二俣川支店**
- スロープの勾配の改善
  - 視覚障害者を誘導する設備の設置

- アルコット二俣川**
- 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善
  - 階段の手すりの改善
  - エレベーターへの案内サイン等の改善

- 三菱東京UFJ銀行二俣川支店**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善

- 横浜二俣川郵便局**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置

- 三菱東京UFJ銀行二俣川支店**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善

- アルコット二俣川**
- 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善
  - 階段の手すりの改善
  - エレベーターへの案内サイン等の改善

- 三菱東京UFJ銀行二俣川支店**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善

- 横浜二俣川郵便局**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置

- 三浦藤沢信用金庫二俣川支店**
- スロープの勾配の改善
  - 視覚障害者を誘導する設備の設置

- アルコット二俣川**
- 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善
  - 階段の手すりの改善
  - エレベーターへの案内サイン等の改善

- 三菱東京UFJ銀行二俣川支店**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善

- 横浜二俣川郵便局**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置

- 三浦藤沢信用金庫二俣川支店**
- スロープの勾配の改善
  - 視覚障害者を誘導する設備の設置

- アルコット二俣川**
- 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善
  - 階段の手すりの改善
  - エレベーターへの案内サイン等の改善

- 三菱東京UFJ銀行二俣川支店**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善

- 横浜二俣川郵便局**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置

- 三浦藤沢信用金庫二俣川支店**
- スロープの勾配の改善
  - 視覚障害者を誘導する設備の設置

- アルコット二俣川**
- 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善
  - 階段の手すりの改善
  - エレベーターへの案内サイン等の改善

- 三菱東京UFJ銀行二俣川支店**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善

- 横浜二俣川郵便局**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置

- 三浦藤沢信用金庫二俣川支店**
- スロープの勾配の改善
  - 視覚障害者を誘導する設備の設置

- アルコット二俣川**
- 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善
  - 階段の手すりの改善
  - エレベーターへの案内サイン等の改善

- 三菱東京UFJ銀行二俣川支店**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善

- 横浜二俣川郵便局**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置

- 三浦藤沢信用金庫二俣川支店**
- スロープの勾配の改善
  - 視覚障害者を誘導する設備の設置

- アルコット二俣川**
- 階段の段鼻と周囲の部分の識別しやすさの改善
  - 階段の手すりの改善
  - エレベーターへの案内サイン等の改善

- 三菱東京UFJ銀行二俣川支店**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置
  - 視覚障害者誘導用ブロックの改善

- 横浜二俣川郵便局**
- 視覚障害者を誘導する設備の設置

- 西友二俣川店**
- 排水溝のふたの改善
  - 視覚障害者を誘導する設備の設置



**生活関連施設**

○高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。主として、①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、②その施設へ至る手段が、主に二俣川駅からの徒歩によることという条件を満たす施設。

**生活関連経路（A）**

○法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準に沿った整備がなされている経路。

**生活関連経路（B）**

○地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路 A に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）。

- 凡例**
- 重点整備地区の範囲
- ＜生活関連施設＞
- 駅
  - 交通広場
  - 建築物
  - 行政施設
  - 文化施設
  - 福祉施設
  - 医療施設
  - 商業施設
  - その他の施設

- ＜生活関連経路＞
- 生活関連経路（A）
  - 生活関連経路（B）
  - その他検討を要する経路
  - 1～9 経路番号
  - 平成 29 年度までを目標に実施
  - 今後機会を捉えて実施

- ＜二俣川駅周辺の主な事業＞
- 再開発施行区域案
  - 県有地利活用計画（がんセンター整備区域）
  - 県有地利活用計画（運転免許試験場整備区域）
  - 都市計画道路 鴨居上飯田線